

自家用電気工作物保守点検業務委託仕様書

1. 件名 中央・佐野各地区公民館自家用電気工作物保守点検業務委託

2. 履行場所 佐野市金井上町 中央公民館外 6 か所

3. 契約期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 6 月 3 0 日まで（3 6 か月）

地方自治法第 2 3 4 条の 3（長期継続契約とする）

4. 受電設備の概要

委託対象電気工作物は、次のとおりとする。

No.	事業場名称	需要設備	非常用予備発電装置		監視装置の種類	点検頻度
		設備容量 (KVA)	予備発電 (KVA)	原 動 機 の 種 類		
	事業場住所	受電電圧 (V)	定格電圧 (V)			
1	中央公民館	4 5 0	3 0	デ ィ ー ゼ ル	絶縁監視装置 A	隔月 1 回
	佐野市金井上町 2519	6 6 0 0	2 1 0			
2	植野地区公民館	1 5 0	0	無	絶縁監視装置 B	隔月 1 回
	佐野市寺中町 2297－1	6 6 0 0	0			
3	界地区公民館	1 2 5	0	無	絶縁監視装置 B	隔月 1 回
	佐野市馬門町 1510－1	6 6 0 0	0			
4	犬伏地区公民館	2 0 0	0	無	絶縁監視装置 B	隔月 1 回
	佐野市犬伏下町 1798	6 6 0 0	0			
5	城北地区公民館	2 0 0	0	無	絶縁監視装置 B	隔月 1 回
	佐野市堀米町 1173	6 6 0 0	0			
6	旗川地区公民館	1 2 5	0	無	絶縁監視装置 B	隔月 1 回
	佐野市並木町 957－1	6 6 0 0	0			
7	赤見地区公民館	1 7 5	0	無	絶縁監視装置 B	隔月 1 回
	佐野市赤見町 3082	6 6 0 0	0			

5. 業務の内容

(1) 定期点検

詳細については別紙 1 のとおりとする。

①月次点検

月次点検は、主として運転中の施設の外観点検・測定試験を隔月行う。（ただし、絶縁監視装置を設置しない場合は毎月行う。）

②年次点検

年次点検Aは毎年1回、年次点検Bは3年に1回とし、年次点検内容は、主として全停電を行い、施設の運転を停止し点検及び測定・清掃を年1回行う。

③年次点検Bの実施予定年度

令和7年度 中央公民館、犬伏地区公民館

令和8年度 城北地区公民館、赤見地区公民館

令和9年度 植野地区公民館、界地区公民館、旗川地区公民館

(2) 臨時点検

臨時点検は、異常が発生した場合及び発生する恐れがある場合など、必要に応じて行う。

(3) 監視装置による監視

絶縁監視装置による監視を行い、警報を受託者が受けた場合、受託者は指定管理者に連絡し、当該電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じ保安業務従事者が点検を行う。

6. 立入り検査

電気事業法第107条第3項に規定する立入り検査の立会いについては、その都度、生涯学習課の通知に基づいて受託者はただちに保安業務従事者等を派遣して行うものとする。

7. 関係法規の遵守

業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し、安全の確保に努めなければならない。

8. 報告書の作成、提出

月次点検、年次点検の報告書を作成し、担当職員に確認を受けた後、速やかに提出すること。

9. 経済産業局への申請、提出

受託者は、契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託承認申請書ならびに保安規程届出書を作成し、所轄経済産業局長に提出するものとする。申請、届出に係る費用は、この自家用電気工作物保守点検業務料に含むものとする。受託者が引き続き前年と同一の者である場合は、この申請、届出は必要ないものとする。

10. 絶縁監視装置の設置

設備に異常が発生した場合に直ちに対応できるよう絶縁監視装置を設置すること。

このとき、設置工事に要する費用及び保守費用は、原則として受託者が負担するものとする。ただし、毎月の月次点検を実施する場合は設置しなくてもよい。

1 1. 損害賠償

委託業務の実施に際し、受託者の責に帰すべき事由により、建造物、機器、第三者等に損害を与えた場合は、直ちに現状復帰又はその損害賠償の責めを負うものとする。

別紙 1

点検、測定及び試験の基準等
(月次点検及び年次点検)

1. 需要設備

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検	
				A	B
受 電 設 備 (第二受電設備以降を含む)	責任分界となる区分 開閉器引込線等 (架空電線、支持物、 ケーブル)	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○※1	○
		区分開閉器動作試験		○※1	○
		保護継電器動作試験		○	○
		保護継電器動作特性試験			○
	断 路 器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	遮 断 器 開 閉 器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		動作試験		○※1	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○※4
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	計器用変成器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	変 圧 器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○※4
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	避 雷 器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	母 線	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	配 電 盤 制御回路	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		保護継電器動作試験		○	○

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検	
				A	B
受電設備		保護継電器動作特性試験			○
		計器校正試験			○
		制御回路試験		○※1	○
	受電設備の建物・室キュービクルの金属箱	外観点検	○	○	○
	接地装置	外観点検	○	○	
		接地抵抗測定		○※2	○
配電設備	配電線路 (架空電線、支持物、ケーブル)	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	断路器、遮断器 開閉器、変圧器 計器用変成器 電力用コンデンサ その他高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○※4
	接地装置	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		○※2	○
非常用予備発電装置	原 動 機 付属装置	外観点検	○	○	○
		始動試験	○※3	○※3	○※3
		機関保護継電器動作試験		○	○
	発 電 機 励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○※2	○
	遮 断 器 開 閉 器 配 電 盤 制御装置等	外観点検	○	○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		保護継電器動作特性試験			○
		制御装置試験		○※1	○
		その他は受電設備に準ずる			
蓄電池設備	本 体	外観点検	○	○	○
		液量点検	○	○	○
		電圧・比重測定		○	○
		液温測定		○	○
	充電装置 付属装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検	
				A	B
	接地装置	接地抵抗測定		○※2	○
電気使用場所の設備	電動機類、電熱装置	外観点検	○	○	○
	電気溶接機	絶縁抵抗測定		○	○
	照明装置	接地抵抗測定		○※2	○
	配線、配線器具 その他の機器 接地装置	絶縁監視	常 時		

- 注) 1 本点検の測定及び試験の基準等は、年次点検Aに新方法を適用する場合とする。
- 2 「外観点検」とは、主として目視により点検することをいう。
- 3 ※1を付した項目は、停電範囲により実施しないことがある。
- 4 ※2を付した項目は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがある。
- 5 ※3を付した項目は、点検頻度が隔月点検又は3ヶ月毎点検の場合、受託者が実施するほか、受託者の指導を受けて委託者が必要に応じて実施するものとする。
- 6 ※4を付した項目は、P C B混入のおそれがある場合は試験を省略することがある。
- 7 「絶縁監視」とは、変圧器のB種接地工事の接地線に監視装置を取付け、低圧電路の絶縁状態を監視することをいう。
- 8 変圧器の二次側以降の低圧電路（電気使用場所の設備を含む。）と大地間との絶縁抵抗測定は、監視装置の監視記録により代えることがある。